

特別企画：最低賃金改定に関する沖縄県企業の意識調査

49.1%が給与体系を見直し ～最低賃金改定、消費回復には不十分と認識～

はじめに

2016年10月1日から20日にかけて最低賃金が改定された。2016年度の最低賃金の改定は、政府の「ニッポン一億総活躍プラン」や「経済財政運営と改革の基本方針2016」（骨太の方針）、「日本再興戦略2016」などを踏まえ、最低賃金が時給で決まるようになった2002年度以降で最高額の引き上げとなり、すべての都道府県で700円を上回ることとなった。そのため、収入増加による消費活性化などが期待される一方で、人件費上昇による企業収益の悪化などが懸念されている。¹

そこで、帝国データバンクは、最低賃金の引き上げに関する企業の見解について調査を実施した。なお、本調査は、TDB景気動向調査2016年9月調査とともに行った。

※調査期間は2016年9月15日～9月30日、調査対象は172社で、有効回答企業数は57社（回答率33.1%）。

※本調査における詳細データは景気動向調査専用HP(<http://www.tdb-di.com/>)に掲載している。

調査結果（要旨）

1. 最低賃金の改定を受けて給与体系を「見直した（検討している）」企業は49.1%（全国35.0%）となり、特に非正社員を多く抱える『小売』や『不動産』『製造』で6割を超えた。他方、「見直していない（検討していない）」企業は36.8%（全国49.1%）となった。規模別では、『大企業』（62.5%）、『中小企業』（46.9%）となった。
2. 従業員を実際に採用するときの最も低い時給は875円（全体平均で約958円）。最低賃金714円（全体平均823円）を161（全体平均135円）上回る。『東京』において最低賃金と採用時最低時給の差額が最も大きかったが、差額が大きい地域は西日本が上位を占めた
3. 今回の引き上げ額について、「妥当」と考える企業が49.1%で最多。「妥当」は「高い」（7.0%）、「低い」（19.3%）を大きく上回り、総じて企業側に受け入れられている様子がうかがえる
4. 自社の業績に対する影響では、「影響はない」が64.9%で最多。「プラスの影響がある」は3.5%にとどまった一方、「マイナスの影響がある」は12.3%と1割を超えた
5. 今後の消費回復への効果について、「ある」と考える企業は14.0%にとどまる一方、「ない」は45.6%と4割半ばを超えており、消費回復に対しては懐疑的な見方をする企業が多数を占める

1 最低賃金制度とは、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度。改定後の最低賃金は全国平均で25円引き上げられ、地域別では都道府県ごとに21～25円引き上げられ時給714～932円となる（産業別最低賃金等は別途定められる）。

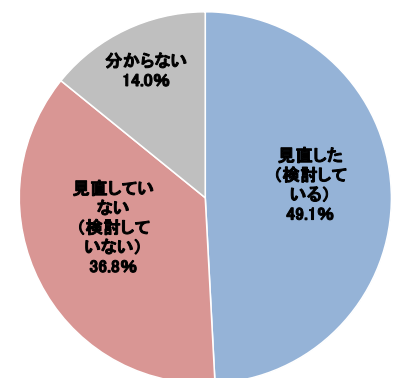
1. 企業の2社に1社が給与体系を「見直し」

最低賃金の改定を受けて、自社の給与体系について見直しの有無を尋ねたところ、「見直していない（検討していない）」企業が36.8%（全国49.1%）となった²。他方、「見直した（検討している）」企業は49.1%（全国35.0%）で2社に1社が見直しを実施または検討していた。約半数の企業は給与体系に変更を加えていないものの、最低賃金の改定への対応として給与体系を見直した企業も多くみられており、最低賃金が比較可能な2002年以降で最大の上げ幅となった影響が如実に表れる結果となった。

給与体系を「見直した（検討している）」とした企業を業界別に見ると、『小売』が100.0%となった。非正社員の雇用割合が高く、最低賃金の引き上げが直接的に給与体系の見直しにつながっている様子がうかがえる。以下、『不動産』（66.7%）、『製造』（60.0%）が6割を超えた一方、『サービス』は4割台にとどまるなど、業界間で大きく対応が異なった。見直した企業を規模別にみると、『大企業』（62.5%）で、『中小企業』（46.9%）となった。

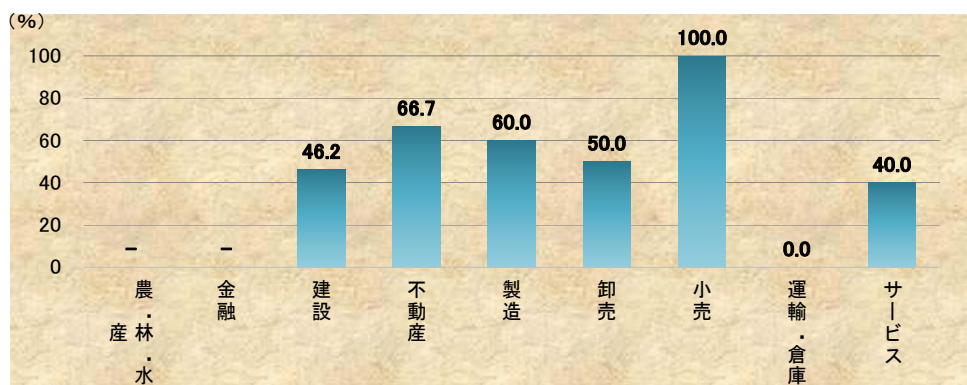
給与体系を見直した理由について、企業からは「業界全体で人手不足になる中、早めの対策法の一つとして前年度より実施している」（建設業）や「最低賃金の引き上げが要因ではなく、定昇を実施しているため見直したもの」（大企業）、「時給制の給与なので、従来と同じ条件で、最低時給UP＝従業員の所得UPに反映すれば良いと考えている」（小売業）、「給与体系の見直しなしでは人材の確保が難しい状況となってきた（中小企業4）」といった声があがっており、最低賃金の採用の有無にかかわらず、人事評価も含めた給与体系の見直しを行うなど、人手不足が強まるなか最低賃金改定は人材確保に影響を与えている様子がうかがえる。

給与体系見直しの有無



注：母数は有効回答企業57社

給与体系を「見直した」企業の割合 ～業界別～



2 給与体系の見直しについて、正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など）の雇用形態は問わず、回答を求めた。

2. 従業員採用時の時給は平均 875 円、最低賃金を 161 円上回る

従業員を実際に採用するときの最も低い時給を尋ねたところ、875 円（全体平均は約 958 円）となり、改定後の最低賃金 714 円（全体平均 823 円）を 161 円（全国平均 135 円）上回る金額となった³。

都道府県別で比較すると、改定された最低賃金と採用時の平均時給の差額が最大だったのは『東京都』で、差額は+165 円（採用時最低時給約 1,097 円）となった。以下、『島根県』（+162 円、同 880 円）や『沖縄県』（+161 円、同 875 円）、『鹿児島県』（+159 円、同 874 円）、『福岡県』（+156 円、同 921 円）が続き、西日本を中心に最低賃金と採用時の最低時給の差額が大きくなっている。また、両者間の乖離率をみると 7 県が 2 割以上となったものの、東日本では原発事故からの復旧が続く『福島県』が乖離率 21.5%と高水準となった。

制度として定められている最低賃金と、採用時の最も低い時給の実態との間で乖離がみられ、とりわけ地域間の格差が顕著に表れる結果となった。

最低賃金と採用時時給

（単位：円、%）

都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)	都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)
北海道	786	896	110	14.0	滋賀	788	936	148	18.8
青森	716	808	92	12.8	京都	831	958	127	15.3
岩手	716	832	116	16.2	大阪	883	988	105	11.9
宮城	748	882	134	17.9	兵庫	819	949	130	15.9
秋田	716	814	98	13.7	奈良	762	895	133	17.5
山形	717	851	134	18.7	和歌山	753	859	106	14.1
福島	726	882	156	21.5	鳥取	715	841	126	17.6
茨城	771	894	123	16.0	島根	718	880	162	22.6
栃木	775	921	146	18.8	岡山	757	907	150	19.8
群馬	759	885	126	16.6	広島	793	908	115	14.5
埼玉	845	953	108	12.8	山口	753	881	128	17.0
千葉	842	971	129	15.3	徳島	716	848	132	18.4
東京	932	1,097	165	17.7	香川	742	886	144	19.4
神奈川	930	1,045	115	12.4	愛媛	717	850	133	18.5
新潟	753	876	123	16.3	高知	715	862	147	20.6
富山	770	902	132	17.1	福岡	765	921	156	20.4
石川	757	889	132	17.4	佐賀	715	834	119	16.6
福井	754	882	128	17.0	長崎	715	858	143	20.0
山梨	759	893	134	17.7	熊本	715	826	111	15.5
長野	770	895	125	16.2	大分	715	839	124	17.3
岐阜	776	893	117	15.1	宮崎	714	807	93	13.0
静岡	807	915	108	13.4	鹿児島	715	874	159	22.2
愛知	845	972	127	15.0	沖縄	714	875	161	22.5
三重	795	939	144	18.1	全体	823	958	135	16.4

注1: 2016年度最低賃金時間額は、「地域別最低賃金、産業別最低賃金」(厚生労働省ホームページ)

注2: 採用時最低時給は、小数点第1位を四捨五入したもの

注3: 乖離率は、2016年度最低賃金時間額と比べた採用時最低時給の乖離率

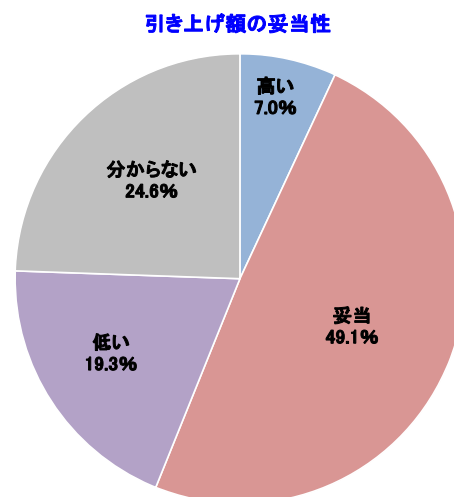
注4: 集計可能な企業を対象に算出

注5: 母数は有効回答企業1万292社

3 従業員を採用するときの最も低い時給として、次の条件で回答を求めた。(1) 正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など）の雇用形態は問わない、(2) 日給、週給、月給などの場合、時給に換算する。

3. 引き上げ額、「妥当」と考える企業が5割近くで最多

今回の最低賃金の引き上げ額は、労働者やその家族が最低限度の生活を維持していくうえで、妥当と思うか尋ねたところ、「妥当」と回答した企業が49.1%にのぼり、「低い」(19.3%)を29.8ポイント上回った。「高い」は7.0%にとどまっており、人件費の増加要因となる改定にもかかわらず、今回の最低賃金の引き上げ額は総じて受け入れられている様子が見えてくる。

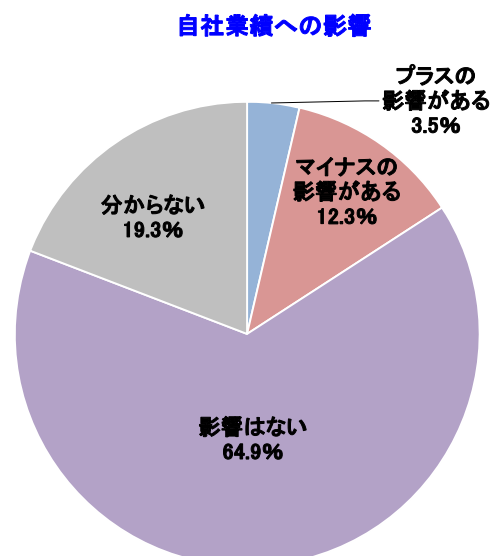


注：母数は有効回答企業57社

4. 業績への影響、企業の64.9%が影響はないと認識

今回の最低賃金の引き上げで、自社の業績にどのような影響があるか尋ねたところ、「影響はない」と回答した企業が64.9%で最多となった。他方、「プラスの影響がある」は3.5%にとどまったのに対し、「マイナスの影響がある」は12.3%と1割を超えたが、総じて最低賃金引き上げが自社の業績に与える影響を懸念する企業は多くみられなかった。

また、自社業績への影響と引き上げ額の妥当性の関連をみると、引き上げ額が「高い」と感じている企業ほど自社業績に「マイナス」と捉える傾向がある。とりわけ、「飲食店」や「家具類小売」、「飲食料品小売」で、この傾向が顕著に表れた。



注：母数は有効回答企業57社

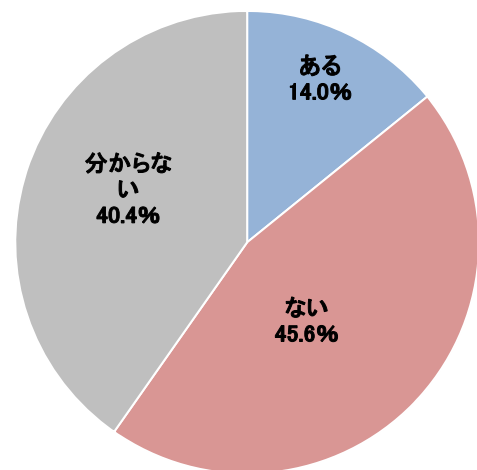
5. 消費回復への効果、4割余りの企業で懐疑的

今回の最低賃金の引き上げは、今後の消費回復に効果があるか尋ねたところ、「ある」と回答した企業は14.0%だった一方、「ない」は45.6%と4割余りとなった。最低賃金の引き上げが、消費の回復に結びつくか懐疑的に考えている企業が多数を占める結果となった。

企業からは、「年齢や家族構成等生活環境で必要収入に差があるもので、最低賃金の引き上げだけでは所得格差や貧困対策ましてや消費意欲の高揚には影響しない」（製造業）や「最低時給の改定はパート等の所得アップのためで、消費回復、景気回復、物価上昇に繋がるとは考えずらい。逆に正規採用者の所得は伸びていないため消費拡大には繋がりにくい」（飲食料品小売）といった、生涯所得が増えなければ消費に結びつかないという意見があがった。他方、消費回復が「ある」とする企業からは、「最低賃金の引き上げを行う事は賛成だが、従業員の採用・賃上げを行った企業に対しては法人税額の控除などの制度を幅広く適用してほしい」（サービス、中小企業）や「景気の底支えとなることに期待している」（小売 中小企業）などの声も聞かれた。

（飲食料品小売）といった、生涯所得が増えなければ消費に結びつかないという意見があがった。他方、消費回復が「ある」とする企業からは、「最低賃金の引き上げを行う事は賛成だが、従業員の採用・賃上げを行った企業に対しては法人税額の控除などの制度を幅広く適用してほしい」（サービス、中小企業）や「景気の底支えとなることに期待している」（小売 中小企業）などの声も聞かれた。

今後の消費回復への効果



注：母数は有効回答企業57社

まとめ

2016年度の最低賃金改定は10月1日から中旬にかけて全国で実施されたが、今回の引き上げ額は2002年度以降で過去最大となった。また、個人消費の弱含みが続くなかで、賃金の上昇は消費改善の基盤となることが期待される。

本調査によると、今回の改定を受けて5割近くの企業が給与体系の見直しを実施（検討含む）していた。また、最低賃金の引き上げが自社の業績に「マイナスの影響がある」と考えている企業も1割を超えており、なかでも、非正社員を多く抱える「飲食店」や「飲食料品小売」「家具類小売」などを含む『小売』において、引き上げ額と業績への影響との関連が顕著に表れていた。

他方、従業員を採用する際の最低時給は、最低賃金を平均して135円上回っている。最低賃金の地域間格差は幾分縮小したとされるものの、実際の採用時の賃金には依然として乖離が生じていることが明らかとなった。ただし、最低賃金の引き上げで消費の回復につながると考える企業が少ないなかで、「人材派遣料の値上がりや諸消費財の値上がりに繋がってきて、経営を圧迫して来るのではないかと危惧する」（製造業）など、コスト負担増加に対する企業の懸念を払しょくする対策が同時に投入される必要がある。

調査先企業の属性

1. 調査対象(172社、有効回答企業52社、回答率33.1%)

2. 企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業を含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング

【 内容に関する問い合わせ先 】

(株) 帝国データバンク 沖縄支店 担当: 徳村

TEL 098-861-6851 FAX 098-861-6863

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。